

宿泊約款

第1条 (本約款の適用)

当施設の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

第2条 (宿泊引受けの拒絶)

当施設は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとするものが、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に反する法律（平成3年法律第77号）第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」と言う。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。
5. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
8. 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
9. 危険物（ストーブ等の火器、石油類）及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
10. 過去に第11条の適用を受けた者であるとき。

第3条 (氏名等の明告)

当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍
2. 宿泊日、到着予定時刻、申込者の電話番号および氏名
3. 宿泊料金
4. その他、当宿泊施設が必要と認めた事項

宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に予約がなかった場合のみ、その申し出がなされ当施設が申し込みを承諾し、宿泊料金を前払い頂いた時に新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理致しません。

第4条 (宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当施設が第3条の申し込みを承諾し、宿泊当日に申込金(宿泊料金)の入金を確認したときに成立するものとします。ただし、施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、返還致します。前項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊申し込みはその効力を失うものとします。

第5条 (予約の解除)

当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

1. 違約金申し受け規定として当日連絡がなかった場合および、宿泊日当日に解除した場合は100%、前日に解除した場合は80%、前々日に解除した場合は50%とします。
2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日の23時になっても到着しないとき、又は、到着予定時刻を3時間以上過ぎて(24時を限度)連絡のない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
3. 予約日数が短縮等した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)を基準に違約金比率で収受いたします。
4. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

第6条 (予約の解除権)

当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除する事が出来ます。

1. 第2条第3号から第10号までに該当することとなったとき
2. 第3条第1項を申しいただけないとき
3. 第4条の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
4. なお当施設は、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約について既に収受した予約金があれば返還します。

第7条 (宿泊の登録)

宿泊者は宿泊日当日、当施設において、次の事項を当施設に登録して下さい。

1. 第3条第1号の事項
2. 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
3. 出発日および時刻

第8条 (チェックイン・チェックアウトタイム)

1. 宿泊者が当施設に入館いただける時刻(チェックインタイム)は15時からとし、当施設より退館いただく時刻(チェックアウトタイム)は10時迄とします。
2. 当施設は、当施設が認めた場合を除き、第1号記載の時間外のご利用は一切できません。
3. 2日以上連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、客室を終日使用することが出来ます。

第9条（宿泊料金の支払い）

料金は、当ホテルが定める申込金を、宿泊前に当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第10条（利用規則）

宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条（宿泊継続の拒絶）

当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条第3号から第10号までのいずれかに該当することになったとき
2. 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき
3. 第10条に定めた利用規則に従わなかったとき
4. 寝室等での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき

第12条（宿泊の責任）

1. 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設において宿泊の登録を行ったとき、または施設に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため施設を空けたときに終わります。
2. 当施設が宿泊者に客室の提供ができなくなった場合、天災その他の理由により困難な場合等を除き、当施設の責に帰すべき時は、その宿泊者に類似料金による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合には、客室の提供が継続出来なくなった日の宿泊料金は頂きません。
3. 上記第2項の場合、宿泊料金以上の賠償責任は負いかねます。

第13条（寄託物等の取扱い）

1. 当施設では寄託物等の取扱いは行っておりません。
2. 宿泊者が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第14条（手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

第15条（宿泊客の責任）

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設にし、その損害を賠償して頂きます。

第16条（管轄及び準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する札幌地方裁判所、小樽簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。